

令和2年6月定例議会 議案概要		担当課	すこやか健康課	種別	条例
議案番号	議案第70号	議案名	琴浦町国民健康保険条例の一部改正について		
目的	国民健康保険に加入している被用者で、新型コロナウイルス感染症に感染した者等に傷病手当金を支給するため所要の改正を行うもの。				
内容	<p>1 概要</p> <p>国民健康保険に加入している被用者で、新型コロナウイルス感染症に感染した者等に傷病手当金を支給するため所要の改正を行う。</p> <p>(1) 対象者</p> <p>国民健康保険に加入している被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者</p> <p>(2) 支給対象となる日数</p> <p>労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日</p> <p>(3) 支給額</p> <p>1日当たりの支給額 × 2 / 3 × 支給対象となる日数</p> <p>1日当たりの支給額 = 直近3月間の給与収入の平均日額</p> <p>(4) 適用期間</p> <p>令和2年1月1日～9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間(ただし入院が継続する場合等は最長1年6ヶ月まで)</p> <p>2 備考</p> <p>上記傷病手当金にかかる費用については令和2年度国保特別調整交付金により支給額の全額が国から財政支援される予定</p>				
補足事項	施行日 公布の日				